



# セーフティー

## 長野分会

No.64

### 全国労働衛生週間

10月1日～7日

スローガン

健康職場  
みんな笑顔の  
推してます



## 猛暑に備え熱中症対策等確認

### 安全パトロールと懇談会

当分会は7月24日、7月度安全パトロールと安全懇談会を行った。パトロールは安全指導者会(藤森将一会長)と長野労働基準監督署から19人が参加し、3班に分かれて長野市内の建築・土木現場で墜落・転落、転倒等の防止や熱中症への対策などを確認した。

パトロール結果は懇談会の前に報告され「日影の無い土木現場で、簡易テントで休憩所をつくりミスト扇風機なども用意していた」「重機回転時に人の立ち入りを防止するため後方に接触防止バーを設置している」などの良好な点を報告。一方、「昇降設備のステップ部分に下から草が伸びていて滑る危険がある」「熱中症や蜂などの対策道具は現場内に必要」などの指摘もあった。長野労基署からは「脚立と足場板で井桁状に組む足場は、交互に2枚ずつ板を敷くなど、たわみを少なくする

対策が必要」などと意見が出た。

安全懇談会では、鹿熊聡副分会長が「今日指摘したことや懇談会で得た内容は自社で共有し、安全な環境づくりに生かしていきたい」とあいさつ。長野労基署からは、柴崎正彦署長が「懇談会を機に、さまざまな災害防止対策について学び、今後役に立てほしい」と述べ、小野山隆紀安全衛生課長が、足場や脚立等からの墜落・転落防止対策などの労働災害防止について講演した。

懇談では、分会側が働き方改革の課題や注意事項、4月に法改正された労働条件明示の内容、熱中症やハラスメントなどについて質問し、労基署側が資料を基に回答した。最後に、加藤啓指導者による指差唱和が行われ、全員でゼロ災を誓った。

## 飯島分会長、藤森指導者会長を再任 2024年度建災防長野分会・建設部会総会



当分会は6月17日、長野市内のホテルで2024年度定時総会を開催した。議事では23年度事業と収支決算報告、24年度事業計画と収支予算などを原案通りに承認。任期満了に伴う役員改選で、飯島泰臣分会長、藤森将一安全指導者会長をそれぞれ再任した。

24年度は、安全パトロールや監督者研修、職長・安全衛生責任者教育などの事業を計画。建災防の「第9次建設業労働災害防止5カ年計画」に基づき、各種広報や啓発、リスクアセスメントの実施と建設業労働安全衛生マネジメントシステム「コスモス」の普及促進、墜落・転落災害の防止、過重労働に対するメンタルヘルス、高齢労働者の労災防止対策などを進める。

飯島分会長は「人手不足と高齢化が目立ち、これまででありなかったヒューマンエラーが起きている」と述べ、「若年労働者確保のため、ハラスメントや時間外労働上限規制への対応は必要だが、建設業が持たれている“危険”のイメージも変えなければならない。指導者会は、事故は絶対に起こさないという観点で安全指導を徹底し、死亡災害ゼロを目指してほしい」と呼び掛けた。

総会後は労働災害防止安全大会が行われ、川浦俊樹副分会長は「安全は建設業界の最優先事項。日々努力を重ね積極的な安全確保に取り組み、ゼロ災を目指してほしい」と述べた。

長野労働基準監督署の柴崎正彦署長は「危ない状況を確認したら直ちに是正することを基本に安全パトロールを実行し、危険の芽を摘みとってほしい」、長野建設事務所の渡辺秀明整備課長は「夏を迎え作業現場の状況は厳しくなるが、改めて安全管理を徹底し、一丸となって事故防止に努めてほしい」と述べた。

安全講話では、長野労基署の小野山隆紀安全衛生課長が「建設業における労働災害防止対策」と題して講演。死亡災害事例

の原因と災害防止のポイントを説明し、「過去の労災を自分事として捉え、今後の事故防止に活かしてほしい」と促した。

柳澤正則副分会長が決意表明を行い、全国安全週間のスローガン「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」の下、ゼロ災達成に向けて努力することを誓い、村松直敏安全指導者副会長の先導で、全員で「ゼロ災でいこうヨシ」「危険ゼロでいこうヨシ」の二段指差唱和を行った。

分会長、指導者会長を除く各理事、安全指導者は次の各氏。

### 【長野分会】

△副分会長 鹿熊聡=再任、川浦俊樹、柳澤正則=以上新任

△理事 徳武信行、小山田雄治、藤森将一、村松直敏、池田正彦=以上再任、高木亜矢子、大橋晃、矢澤勝彦=以上新任

△監事 野村和正=再任、井上善行=新任

### 【安全指導者会】

△副会長 村松直敏、高木亜矢子=再任

△指導者 倉石昌彦、小池毅夫、小林剛、清水英隆、想田尚孝、高木憲行、塚田智信、中村慶胤、原山大輔、山口卓也=再任、美谷島弘幸、加藤啓、蟹澤佳治、月岡匠=新任

## 写真で紹介 新任安全指導者



美谷島 弘幸  
日本総合建設(株)



加藤 啓  
(株)守谷商会



月岡 匠  
東和電設(株)



蟹澤 佳治  
賛宝電気(株)



長野労働基準監督署  
署長 柴崎 正彦

## それぞれの職場を「みんな笑顔の健康職場」に!

建設業労働災害防止協会長野県支部長野分会及び会員の皆様方には、平素、当署の行政運営に格別のご理解、ご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の令和6年7月末現在の休業4日以上の労働災害については、死傷者数は244人と前年同期に比べ37人の増加となっており（+17.9%）、また、3月には建設業ではありませんが、死亡災害（1人）も発生しています。

一方、建設業でみると、死傷者数は26人と、前年同期と比べ4人の減少（-13.3%）となっていますが、令和4年比では、8人の増加となり、高止まりの状態であることがお分かりいただけると思います。

当署では、第14次労働災害防止推進計画において、建設業対策として「いわゆる三大災害、そのうち墜落・転落及び車両系建設機械等災害の防止」を重点として取り組んでいるところですが、以上を踏まえ、皆様方におかれても、特に「重篤な災害」につながる「墜落・転落」災害を含むいわゆる三大災害の防止に、引き続き、お取組いただくようお願いいたします。また、そのためにも、企業単位で積極的かつ計画的にリスクアセスメントを実施するよう、お願いいたします。

全国労働衛生週間については、9月を準備期間、10月1日から7日を本週間として実施されますが、本年は、「推してまずみんな笑顔の健康職場」をスローガンとして展開しています。

この期間には、「令和6年度全国労働衛生週間実施要項」に基づき、様々な労働衛生管理に係るお取組をお願いしたいと思います。

います。

ところで、スローガンに謳われているような職場の実現のためには、何を行うことが必要でしょうか？上記の実施要項に基づく取組を積極的に行い、そして、法、規則、指針などに基づく衛生管理活動などを十分に行えば、それだけで実現できるのでしょうか？

仮に「労働衛生管理」をほぼ完璧に行ったとしても、例えば「常に職場ではピリピリした雰囲気や漂い、刺々しい言葉が頻繁に飛び交ったり、働く人たちが挨拶もしなければ会話もない」など、その職場が、いわゆる「雰囲気の悪い」ところであるとしたらどうでしょうか。おそらく、健康を害する方が現れるのは時間の問題でしょうし、少なくとも「みんな笑顔の健康職場」になることはないものと考えます。

ですので、今年度のスローガンにあるような職場を本気で目指すのであれば、各々の職場で、「いじめ・嫌がらせ」などが行われていないことは勿論のこと、「挨拶を含めたコミュニケーションは欠如していないか（無駄話などが時には必要なことも）」、「相談し易い、話し易い雰囲気か（風通しは良いか）」といったこと等、「働く人が働き難さを感じない職場」であるかなどを再点検していただくことも必要なのではないでしょうか。

皆様方におかれましては、引き続き「三大災害」等の労働災害防止を最重点としていただくとともに、健康障害防止、予防などのための様々な取組を行っていただき、各々が「みんな笑顔の健康職場」となるよう、ご努力いただければと思います。

### 監督者の責任と役割学ぶ 職長教育に13人が参加

当分会は、7月17、18の2日間、長水建設会館で現場の第一線を預かる現場代理人を集め、職長教育（監督者研修）を行った。現場代理人2年以上の経験者を対象とし、会員・非会員の現場代理人13人が参加した。

研修は3班に分かれ、高木憲行、中村慶胤、塚田智信、小池毅夫の各指導者が、「職長・安全衛生責任者の役割」「作業員への指導と教育の方法」「異常時、災害発生時における措置」などのプログラムに沿って講



義を行った。

参加者は管理監督者としての責任や作業員への指導の仕方などを学び、18日は各班で災害事例を元に事故原因を分析し、具体的な再発防止対策の立案を発表した。閉講式では、全員に修了証を交付した。

# パトロールの結果

## 【特に良好と認められた点】

- △電子システムで湿度や降水量を表示し見える化
- △屋内の現場にも熱中症指数計を設置している
- △溶剤専用置場に管理業者と責任者の明記あり
- △駐車場沿いのトイレに目隠しを設置
- △足場に層間ネットを付け転落防止
- △アンカーの親綱を2カ所固定している
- △豪雨等作業中止基準を明確化し掲示している
- △ダンプ等の高さ制限とカーブミラーを設置
- △出入口に荷台やアームの注意を促す明示がある
- △自社の危険予知活動を大きく掲示している
- △山間部で安全看板にハチヤクマの危険性を掲示
- △オイルマットを用意し緊急時の備えあり

## 【是正・改善を要する点】

- △昇降設備の下から草が生え滑る危険がある
- △階段上部で頭が当たりそうな箇所は注意喚起を
- △昇降階段の上部が固定されていなかった
- △山間部作業場の喫煙所は十分な火の確認が必要
- △産業廃棄物の袋の中身が確認できるように
- △熱中症の対策道具は事務所と現場に必要
- △急勾配なモノレールプラットホームは転倒注意
- △作業通路に切り株があり踏く危険があった
- △段差のある場所は踏かないよう対策が必要
- △雨で法肩の崩れた箇所があれば重機を近づけない
- △ドラムコードは全て引き出してから使うこと
- △無人重機の座席に工具が置かれたままだった

## ◆印象に残ったパトロールポイント<熱中症対策>

### ●湿度計

湿度と熱中症の注意目安が一目でわかる湿度計を掲示



### ●WBGT 値の状況周知

休憩所に WBGT 値測定機を設置し、現状の危険度を知らせている



### ●テントで簡易休憩所

日影のない現場内に簡易テントで日陰をつくり休憩所になっている



### ●暑さ対策グッズ

休憩所に移動式冷温機やミスト扇風機を設置し暑さ対策



## ◆印象に残ったパトロールポイント<良好な事例>

### ●落石防止対策

作業現場の下に県道があり、落石を防止するネットを張り対策している



### ●転倒防止

床の配管が立ち上がっている部分に突起物注意と明記したコーンを置き安全を確保



### ●電灯盤の管理

責任者と取扱者名を明記しコード等も適切にまとまっている



### ●足場の管理

不要物が一つもなく、法令上問題のない隙間があっても養生を行い、より安全性を確保している



### ●重機の安全管理

回転時に人が入らないよう、重機の後ろに立入禁止措置のマーカを付けている（左）  
人が近づくと警告がなるシステムを搭載している（右）



# ◆印象に残ったパトロールポイント<検討を要する事例>

## ●頭上注意

階段上部で頭が当たりそうな箇所に注意喚起が必要



## ●脚立足場の支持

2点支持で脚立足場を井桁状に組んでいるが、たわむ危険があり、もう1点支持を増やすなど補強した方が安全



## ●昇降階段の固定

設置した階段の上部が固定されておらず動く危険があるためアンカーで固定等必要



## ●滑る危険

昇降設備の下から草が生え滑る危険がある



## ●産業廃棄物の分別

袋の中身が見えないため分別できていないかわかりづらい



## ●法肩の崩れ

雨で法肩が崩れ空洞のような状態ができている時は重機を近づけない



## 規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について

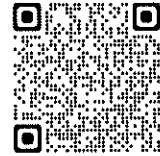
～皆さまの安全を守るため適正な墜落制止用器具を使用してください～

厚生労働省では、高所作業等の際に使用が義務付けられている墜落制止用器具（安全帯）の安全性を確認するため、国内で販売されている製品の構造、性能、強度等の試験を行う買取試験を実施しています。

令和5年度の買取試験の結果、一部製品に墜落制止用器具の規格（以下「規格」）で定める構造、性能、強度等の要件を満たしていないものが確認されました。

規格で定める要件を満たしていない製品が使用された場合には、労働災害等の発生につながるおそれがあることから、厚生労働省では、販売者に対して当該製品の回収を要請するとともに、使用を中止するよう広く注意喚起するため、ウェブサイト（以下QRコード）でその事実を公表しています。

厚生労働省該当ホームページ→



### 墜落制止用器具の規格第9条に基づく

## 「適切な表示」※の有無をご確認ください。

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

### 「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

#### 墜落制止用器具 本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型  
製造者名：〇〇社  
製造年月：20〇〇年〇月

#### ショックアブソーバ

種別：第一種又は第二種  
最大自由落下距離：〇.〇m  
使用可能な重量：〇〇kg  
落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、必要な性能を有していないおそれがあり、法令違反のおそれがありますので、絶対に使用しないでください。

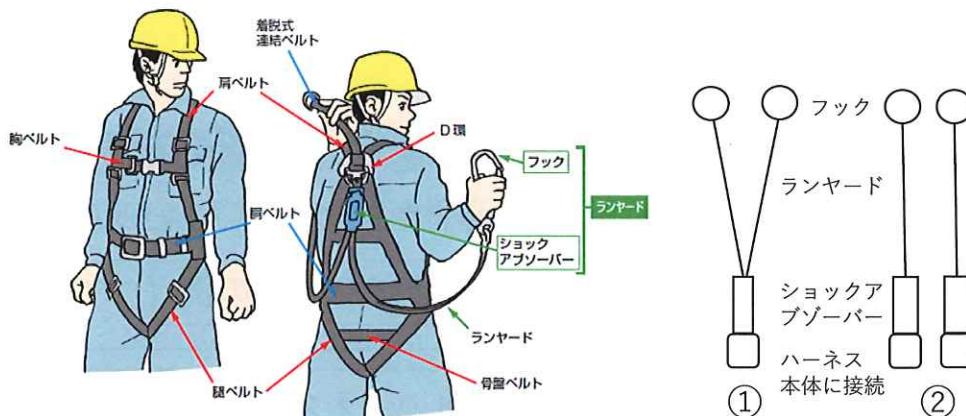
また、回収・使用中止対象製品の中には、規格で定める表示のある製品もありました。お持ちの墜落制止用器具が規格に適合しているかなどのお問い合わせは、各メーカーにお願いします。

## 2丁掛けフルハーネス型墜落制止用器具 の正しい使い方について

「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」  
(平成30年6月22日付け基発0622第2号)では、移動時におけるフック等の掛替え時の墜落を防止するため、2つのフック等を相互に使用する方法(2丁掛け)が望ましいとされています。

墜落制止用器具の2丁掛けについて、現場では、以下の2つの使用方法が想定されます。

- ①1つのショックアブソーバーに2本のランヤードが取り付けられたものを使用するケース
- ②1つのショックアブソーバーに1本のランヤードが取り付けられたもの2組を使用するケース



一見すると、上記いずれのケースでも常に2丁掛けの状態で使用したほうが安全と思われがちですが、これは、大きな誤りであり、某メーカーの試験の結果、②のケースでは、墜落制止時の衝撃値が①のケースに比べて約2倍になることが判明しています。

②のケースでは、2丁掛けは、フック等の掛替え時のみに限定し、移動時、作業時には、1本掛けで使用する必要があります。

### 長野労働基準監督署

発行所 建設業労働災害防止協会長野県支部長野分会  
 長野市岡田町124-1長水建設会館内 電話026-227-6226

発行責任者 飯島 泰臣 藤森 将一

編集制作 長野経済新聞社